

農業委員会報

令和6年8月1日発行

農業委員会報 第84号

編集 農業委員会報編集委員会

発行 武蔵村山市農業委員会

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 042-565-1111 (代)

内線226

農業委員会の活動

農業委員会の活動を紹介します。

農業委員会の活動は、農地法等に基づく法令業務（農地転用等）のほか地域農業の振興業務として、農地等の利用の確保及び効率的な利用の促進など、農業及び農業者に関するあらゆる事務を行っています。

○毎月総会を開催しています。

総会では、農地法等の法令で定められた事項や農政に関する調査・研究等を行っています。

総会で審議する主な内容は次のとおりです。

①相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行

相続税の納税猶予制度（相続人が農地を相続等によって取得し、引き続き農業を営む場合に一定の要件の下に相続税の納税を猶予するもの）を利用する場合に必要な適格者証明書の発行

②引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行

相続税の納税猶予制度を継続して利用する場合、3年毎に税務署へ提出する必要がある引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行

③生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の発行

生産緑地の所有者に関して相続等が発生し、市長に対して生産緑地の買取り申し出を行うために必要となる、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書についての発行

○農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

農業委員会では、

①地域の農地利用の確認

②遊休農地の実態把握と発生防止・解消

③違反転用発生防止・早期発見

を目的に毎年市内全域で、農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

農地は食糧生産の場であり、また環境保全においても非常に重要な役割を担う大切な資産でもあります。次世代に優良な農地を残すため、農地パトロールを行い、遊休農地及び違反転用の発生防止に取り組みしております。

今年度の調査は、9月25日（水）から10月3日（木）までの間に実施する予定です。

○農業者座談会を開催しています。

農業委員会では最近の農地制度の改正動行などを踏まえて、市内農業者の皆様の日頃の考えや意見等を出し合い、今後の武蔵村山市の農業振興に役立てることを目的として、毎年農業者座談会を開催しています。

なお、例年は、中藤・中部（市役所4階）・三ツ木の各地区会館で開催しております。

今年度の開催時期・内容等は決定次第、別途開催チラシなどにより、皆様にお知らせする予定です。

☎ 農業委員会事務局

（内線226）

農地の無断転用防止で 大切な農地を守ろう

田や畑、また果樹園等の農地を無断で転用することは農地法に違反し、重い罰則が科せられることがありますので、無断で転用することのないようご注意ください。

他市では、農地転用を正しく理解していないことで、申請(届出)が必要なことを知らずに、結果として、農地を無断で宅地や駐車場へ転用してしまったというケースが見られました。

農地を無断で転用したことが判明すると、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。さらに、3年以下の懲役、または、300万円以下(法人に対しては1億円以下)の罰金を科せられることがあります。

農地委員会事務局

(内線226)

野焼きは原則禁止です

法令等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等)で規定された構造基準を満たした焼却炉を使わな

い焼却は、原則禁止されています。

例外的に植木・農作物の病害虫防止等を目的とした理由があれば

焼却することが出来ますが(※)、

周辺からの苦情がありますと、指導の対象となり、例年、何件か市へ連絡があり対応しています。

やむを得ず焼却を行う場合は、天候や風向きを考慮するなど、周辺に十分配慮してください。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条の例外規定等。

産業観光課

(内線226)

多摩開墾内の道路 通行時等のお願い

多摩開墾内の道路は、農家の皆さんが通行する大切な道路です。道路を通行する際は優しい運転に心がけてください。

また、農地の所有者の方は、樹木等が道路に出ないようにしていただき、刈った草などを道路に置かないようにしてください。

農地委員会事務局

(内線226)

農地の権利を取得された 方は届出を

相続等により新たに農地の権利者となった者は、農地の大小、市街化区域及び市街化調整区域を問わず、権利を取得した日から10か月以内に農業委員会に届け出る必要があります。

未届け及び虚偽の申請者には10万円以下の過料等の罰則規定もありますのでご注意ください。

また、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。

詳細は、農業委員または農業委員会事務局にお問い合わせください。

農業委員会事務局

(内線226)

全国農業新聞購読のお知らせ

全国農業新聞は全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。

最近の都市農政に関する情報はじめ、現場で役立つ栽培技術・流通の情報など幅広い内容で農業経営に役立つ紙面となっています。

発行日 毎週金曜日発行
購読料 新聞本紙月700円
電子新聞月500円

申し込み 農業委員会事務局
(内線226)

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の農業者(国民年金の第1号被保険者に限る)であれば、誰でも加入することが出来る公的年金です。

(60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者も加入できます。)

保険料は月額2万6千7百円の間の1千円単位で自由に設定・変更ができます。支払う保険料の全額が社会保険料控除となる節税効果の高い公的年金です。

また、申告主の方は加入している世帯員の保険料をかわりに支払うことができ、贈与税の対象になることもありません。

農業者年金についてのお問い合わせは、農業委員会事務局まで。

農業委員会事務局

(内線226)

多摩開墾における 「地域計画」の策定

令和5年4月1日の農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村は令和7年3月末日までに、市街化区域を除いた区域を対象に、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画である「地域農業経営基盤強化促進計画」（通称「地域計画」）を策定・公表することが義務付けられました。

そのため、市では「地域計画」の策定にあたり、計画策定の対象地域を『多摩開墾』とし、優良農地の保全に向け、農地中間管理機構を活用して、計画的に拡大希望の農業者等への効率的な農地の集積・集約を行うとともに、新たな担い手の確保を図る必要があります。

そこで多摩開墾内に農地を所有している方に令和5年10月～12月の間に農地利用に関するアンケートを実施し、アンケート結果を集約した現況地図をもとに、今後目標地図を含む地域計画を令和7年3月までに策定いたします。

詳細は、産業観光課までお問い合わせください。

図 産業観光課

（内線226）

援農ボランティア制度について

援農ボランティアとは、後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農家と土に触れ、自然を感じながら農業をサポートしたい非農業者（消費者）を結ぶ事業です。この援農を通じて武蔵村山市の農業者と非農業者とが顔の見える関係をつくり、営農の継続がしやすい状況を構築することにより、武蔵村山市の農業と自然環境を守ることを目的としています。

ボランティアの受け入れを希望する場合は、産業観光課で配布しております「援農ボランティア紹介申込書」に必要事項を記入し、市役所産業観光課農政係に提出してください。

申し込み後、援農ボランティア登録者の中からご紹介いたします。

図 産業観光課

（内線226）

農産物品評会の開催

令和6年11月9日、10日にイオンモールむさし村山臨時駐車場で開催します。当日は市民まつり及び農業まつりと同時開催になります。多くの方の出品をお待ちしております。

図 産業観光課（内線226）



認定農業者制度のご案内

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき「今後とも農業で頑張っていこうとする意欲ある農業者の皆さん」を認定農業者として区市町村長が認定し、支援していく制度です。

認定を受けるには、今後5年間に取り組む経営改善の内容を記載した「農業経営改善計画認定申請書」を提出していただきます。

申請に当たっては、市担当職員、東京都農業振興事務所職員等が相談を受けております。

認定農業者になると、経営改善に向けた農業用施設や農機具の購入のため、市や都の補助制度が活用できるなどの利点があります。

また、その他にも各種制度資金での金利や融資率の優遇、税制上の特例措置、情報提供などの支援が受けられます。

詳細は、産業観光課へお問い合わせください。

図 産業観光課（内線226）



農地の利用貸借について

○農地中間管理事業による市街化調整区域内の農地の貸借

農地中間管理事業とは、市街化区域外（調整区域）の農地を対象に、農業をやめる方や農業の規模を縮小する方から、農地中間管理機構が農地を借り受け、規模拡大や新規参入する方に貸し付けることにより、農地利用の集積・集約化を進める事業のことです。

東京都では、農地中間管理機構として、一般社団法人東京都農業会議が指定されています。

従来の利用権設定や農地法による貸借に加え、新しい仕組みの農地の貸借方法です。

農地の貸借の最初から最後まで、公的機関である機構が間に入るので、貸し手、借り手双方が安心して事業を活用できます。

この事業についての相談などは、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議や、市役所産業観光課で行っています。

問

一般社団法人東京都農業会議
（電話 03-3370-3047）
産業観光課（内線 226）



○都市農地貸借円滑化法による生産緑地の貸借

都市農地貸借円滑化法が制定され、市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行えるようになりました。

①農地法による法定更新（契約の自動更新）は適用されないので、契約期間が終了すれば、農地は必ず返還されるので安心です。

②相続税の納税猶予制度は継続されるので、納税猶予を受けたまま農地を貸すことができます。

都市農地貸借円滑化法では、借り手が借りる農地の耕作に関する事業計画を作成し、農業委員会が計画を審査決定後、市が事業計画を認定します。

問 産業観光課

（内線 226）

※ 農地を10年以上貸借した貸主への奨励事業が都内全域に拡充されました。

これにより、新たに生産緑地や多摩開墾内の農地を貸借する条件によつては、対象となる場合があります。

農業簿記講習会参加者募集

農業委員会では、東京都農業会議から講師を招き、市役所にて市内農業者を対象に簿記講習会を開催しております。講習内容は初歩的な記帳方法（パソコン・手書き、どちらでも対応可）などで受講料は無料です。受付は随時行っておりますので、ご興味のある方は農業委員会事務局までお問い合わせください。

問 農業委員会事務局

（内線 226）

編集後記

能登半島地震から既に半年以上が経過しておりますが、ライフラインの復旧など、復興にはまだ相当の時間が必要と思われます。

被災者の皆様の平穏な日常が一日も早く戻ることを心よりお祈り申し上げます。

また、市民の皆さんには猛暑や物価高騰など厳しい状況が続きますが、皆さんでこの困難を乗り越えていきましょう。

さて、農業委員会報は年一回の発行となりますが、編集委員一同、読みやすく、有意義な情報発信に努めてまいります。

ご意見、ご要望等がございましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

編集委員

比留間 望
高橋 文雄
加藤 武
乙幡 昇治
宮崎 義憲
大口 貴司
内野 一彦
峰岸 豊